

沖縄本島中南部都市圏総合都市交通協議会規約

(名称)

第1条 本会は沖縄本島中南部都市圏総合都市交通協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は沖縄本島中南部都市圏（以下「都市圏」という）における望ましい交通のあるべき姿を目指して、総合的な都市交通に関する検討及び協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討及び協議する。

- (1) 都市圏における交通の実態把握に関する調査及び分析
- (2) 都市圏における交通の予測及び評価
- (3) 都市圏における総合都市交通計画や施策の立案
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は「委員会」、「幹事会」及び「作業部会」で組織し、その構成は、別表1、別表2、別表3のとおりとする。

(委員会)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を招集し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 4 所要により委員会に出席することができない委員は、代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者及び交通利用者代表の委員にあっては代理の者を出席させることができない。
- 5 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。
- 6 委員会の開催が困難な場合または委員長が適当であると認めた場合は、書面もしくは電子メールによる開催とすることができる。
- 7 委員会は協議会の決定機関とする。

(幹事会)

第6条 幹事会には幹事長を置き、幹事長は沖縄県土木建築部建築都市統括監があたる。

- 2 幹事長は、幹事会を招集し、会務を統括する。
- 3 幹事長に事故がある時は、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

- 4 所要により幹事会に出席することができない幹事は、代理の者を出席させることができる。
- 5 幹事長が必要と認めるときには、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。
- 6 幹事会の開催が困難な場合または幹事長が適当であると認めた場合は、書面もしくは電子メールによる開催とすることができる。
- 7 幹事会は、委員会に付すべき事項についてあらかじめ討議し調整を図る。

(作業部会)

第7条 作業部会には部会長を置き、部会長は沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課長があたる。

- 2 部会長は、作業部会を招集し、会務を統括する。
- 3 部会長に事故がある時は、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 4 所要により作業部会に出席することができない部会員は、代理の者を出席させることができる。
- 5 部会長が必要と認めるときには、部会員以外の者に作業部会への出席を求めることができる。
- 6 作業部会の開催が困難な場合または部会長が適当であると判断した場合は、書面もしくは電子メールによる開催とすることができる。
- 7 作業部会は、幹事会に付すべき事項についてあらかじめ討議し調整を図る。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を行う。
- 3 事務局は必要に応じ、関係者を招集した会議を開催する。

(会議の公表)

第9条 協議会の次の事項については、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課のホームページにて公表を行う。

- (1) 協議会の規約及び名簿
- (2) 委員会の概要

(設置期間)

第10条 協議会の設置期限は、令和8年3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この規約に定める他、協議会の運営に必要な事項は委員会で定める。

附則 この規約は令和4年7月27日から施行する。